

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで炭坑内での掘削や発破作業に従事し、その後トラックの運転助手を経て、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までA市所在のB会社において、鉄筋工として就労した。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日の昼食後に意識を失ったように動けなくなったとして、C病院に救急搬送され、「原発性肺がん」と診断された。その後、被災者は同病院において加療していたところ、同年〇月〇日に死亡した。死亡診断書によると、直接死因「肺炎」、直接死因の原因「不詳」、直接死因には関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病は「肺癌」であった。

請求人は、被災者の肺がん及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたが、監督署長は、被災者の肺がん及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した肺がん及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者が肺がんにより死亡したのは、石綿にばく露したことが原因である旨を主張する。

ところで、石綿にばく露した労働者の肺がんの発症について、厚生労働省労働基準局長は、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて、請求人に発症した肺がんの業務起因性について検討する。

(2) まず、被災者の石綿及び粉じんばく露作業従事歴についてみると、請求人からの聴取書、D取締役からの聴取書等によれば、被災者は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの8年7か月の間、応援要員として年に数回程度ではあるが、鉄筋の仮組の際に引火を防ぐため石綿性防火シートを養生として使用している建築基礎作業現場において、鉄筋工として作業に従事していたとされている。当審査会としては当該作業により石綿にばく露した可能性は否定できないため、1年以上の石綿ばく露作業を行っていたものと推認する。

(3) 次に、医学的所見について検討すると、被災者の主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け診断（意見）書において、胸膜プラークの所見：「無」、石綿肺、びまん性胸膜肥厚の併発所見：いずれも「無」としている。また、F医

師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「じん肺、石綿肺、胸膜プラークは認められません」、と述べている。したがって、被災者の胸部画像上、第1型以上の石綿肺又は胸膜プラークは認められないものと判断できる。

また、被災者が受診したC病院病理科から依頼され、G病院病理科で計測されたアスベスト小体測定結果報告書をみると、被災者の乾燥肺重量1g当たりの石綿小体は1,950本であり、認定基準で示されている5,000本を下回っている。さらに、労働安全衛生総合研究所の石綿繊維の平成〇年〇月〇日付け計測回答書の石綿の種類別本数（1g乾燥組織当たり）をみると、1 $\mu$ mを超える石綿繊維は131万本/g乾燥組織で、5 $\mu$ mを超える石綿繊維は検出下限値未満であり、いずれも認定基準で示された本数を下回っている。

(4) 以上のとおりであるから、被災者には、1年以上の石綿ばく露作業従事歴があると推認されるものの、胸部画像所見及び肺組織内石綿小体又は石綿繊維のいずれも認定基準以下であるため、当審査会としては、被災者の肺がんは業務に起因して発症したものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者に発症した肺がん及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。